最高人民法院と最高検察院による知的財産権侵害刑事事件の審理における具体的法律の適用における若干の問題に関する解釈(三)(最高人民法院、最高人民检察院关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释(三))」(法釈 2020-10 号)は 2020 年 8 月 31 日に最高人民法院審判委員会第 1810 回会議を通過し、2020 年 8 月 21 日に最高人民検察院第 13 次検察委員会第 48 回会議を通過し、2020 年 9 月 14 日より施行する。

最高人民法院 最高人民検察院 2020年9月12日

参照サイト: http://www.court.gov.cn/fabu-xiangging-254891.html

【仮訳】

法釈 2020-10 号

最高人民法院と最高検察院による知的財産権侵害刑事事件の審理における具体的法律の適用における若 干の問題に関する解釈(三)

(2020年8月31日に最高人民法院審判委員会第1810回会議を通過し、2020年8月21日に最高人民検察院第13次検察委員会第48回会議を通過し、2020年9月14日より施行)

法律により知的財産権侵害犯罪を処罰し、社会主義市場経済秩序を維持するため、「中華人民共和国刑法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」などの関連規定に基づき、知的財産権侵害の刑事事件の処理における法律の具体的な適用の若干の問題について以下の通り解釈する:

- 第 1 条 以下に掲げる情況のいずれかがある場合、刑法第 213 条に規定の「その登録商標と同じ商標と認定することができる:
- (1)登録商標の字体、字母の大小或いは文字の縦横の配列を改変し、登録商標との間に基本的に違いがない場合:
- (2)登録商標の文字、字母、数字などの間隔を改変し、 登録商標との間に基本的な違いがない場合:
- (3)登録商標の色を改変し、登録商標の顕著な特徴の具現化に影響がない場合:
- (4)登録商標に単に商品の通用名称、型番などの顕著な特徴のない要素を追加し登録商標の顕著な特徴の 具現化に影響がない場合:

- (5)立体登録商標の三次元標識及び平面要素は基本的に違いがない場合:
- (6)その他登録商標と基本的に違いがなく、公衆に誤認を生じさせるに足る商標の場合。
- 第2条 刑法第217条に規定される作品、録音製品に一般的方式で署名した自然人、法人或いは非法人組織は、著作権者或いは録音制作者であるとともに当該作品、録音製品に相応の権利があると推定される。但し、反証がある場合を除く。

事件に関わる作品、録音製品の種類が多く、かつ権利者が分散している事件において、事件に関わる複製品が違法に出版、複製発行されるとともに、出版者、複製発行者が著作権者、録音制作者の許可を得た関連証拠資料を提供できないという証拠がある場合、刑法第217条に規定される著作権者の許可がなく、録音制作者の許可がないと認定することができる。但し、権利者が権利を放棄していること、事件に関わる作品の著作権が我国の著作権法の保護を受けないこと、著作権保護期限が既に満了していることを証明する証拠がある場合を除く。

第3条 違法な複製をとり、授権なく或いは授権した範囲を超えてコンピュータ情報システムを使用するなどの方法で営業秘密を盗み取った場合、刑法第219条第1項に規定する「窃盗(中国語:「盗窃」)」と認定しなければならない。

賄賂、詐欺、電子的侵入などの方法で権利者の営業 秘密を獲得した場合、刑法第 219 条第 1 項に規定する 「その他の不正な手段(中国語:「其他不正当手段」)」と 認定しなければならない。

- 第4条 刑法第219条に規定する行為を実施し、以下に掲げる情況のいずれかがある場合、「営業秘密の権利者に重大な損失をもたらした」と認定しなければならない:
- (1)営業秘密の権利者にもたらした損失額或いは営業秘密侵害による違法所得額が30万元以上の場合:
- (2)直接営業秘密の権利者に重大な経営困難による破産、破産させた場合:
- (3)営業秘密の権利者にその他の重大な損失をもたらした場合。

営業秘密の権利者にもたらした損失額或いは営業秘密侵害による違法所得額が250万元以上の場合、刑法第219条に規定する「特別重大な結果をもたらした」と認定しなければならない。

- 第5条 刑法第219条に規定される行為を実施してもたらした損失額或いは違法所得は、以下に掲げる方法に基づき認定することができる:
- (1)不正な手段で権利者の営業秘密を獲得したが、 未だ開示、使用或いは他人に使用を許可していない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な許諾使用料に 基づいて確定することができる:
- (2)不正な手段で権利者の営業秘密を獲得後、開示、使用或いは他人に使用を許諾している場合、損失額は権利者が権利侵害によりもたらされた販売利益の損失に基づき確定することができる、但し、当該損失額が営業秘密の合理的使用許諾料を下回る場合、合理的な許諾使用料に基づき確定する:
- (3)約定、権利者の関連営業秘密保持に関する要請 に違反し、その掌握した営業秘密を開示、使用或いは 他人に使用を許可した場合、損失額は権利者の権利侵 害によりもたらされた販売利益の損失により確定するこ とができる;
- (4)営業秘密を不正手段で取得したこと或いは約定に違反し、権利者の関連営業秘密保持に関する要請の開示、使用、使用を許諾し、依然として獲得、使用或いは開示している場合、損失額は権利者に権利侵害によりもたらされた販売利益の損失によって確定することができる;

- (5)営業秘密を侵害する行為により、営業秘密がすでに公衆に知られ或いは滅失されている場合、損失額は当該営業秘密の商業的価値によって確定される。営業秘密の商業価値は、当該営業秘密の研究開発コストに基づき、当該商業秘密を実施することにより収益を総合的に確定することができる:
- (6)他人が営業秘密を使用することを開示或いは許諾し得られた財物或いはその他の財産的利益は、違法所得と認定しなければならない。

前項第2項、第3項、第4項に規定する権利者が権利侵害によりもたらされた販売利益の損失は、権利者が権利侵害によりもたらされた販売量減少の総数に権利者の製品ごとの合理的利益を乗じて確定することができる。権利者の損失額を確定できない場合、侵害品の販売量にそれぞれの侵害製品の合理的な利益を乗じて確定することができる。営業秘密がサービスなどその他の経営活動に使用される場合、損失額は権利者の権利侵害により減少した合理的利益によって確定することができる。

営業秘密の権利者は、事業運営、事業計画に対する 損失を軽減、或いはコンピュータ情報システムの安全を 再回復するために支出した救済費用も、営業秘密の権 利者にもたらされた損失に計上しなければならない。

第6条 刑事訴訟手続き中に、当事者、弁護士、訴訟代理人或いは代理人が書面で関連する営業秘密或いはその他の秘密保持が必要な営業情報の証拠、資料に秘密保持措置を取る場合、事件の情況に基づき訴訟参加者を組織し秘密保持承諾書に署名するなど必要な守秘措置を講じなければならない。

前項の秘密保持措置に関する要請或いは法律法規に規定された秘密保持義務に違反した場合、法により相応の責任を負うものとする。刑事訴訟手続中に他人が接触、獲得した営業秘密を無断で開示、使用或いは許諾し、刑法第219条の規定に合致する場合、法により刑事責任を追及する。

第7条 特殊な情況を除き、虚偽登録商標表示の商品、 違法登録商標の標識製造、著作権侵害複製品、主に虚 偽登録商標商品の製造、登録商標標識或いは著作権 最高人民法院・最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の審理における 具体的法律の適用における若干の問題に関する解釈(三)2020年9月14日施行

侵害複製品の材料と工具は、法によりこれを押収、廃棄 しなければならない。

上記の物品は民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合、権利者の申請を経て、民事、行政事件の終結後、或いはサンプル収集、写真撮影などの方法で証拠固定後廃棄することができる。

- 第8条 以下に掲げる情況のいずれかがある場合、情状を酌量し重罰を科すことができる、通常は執行猶予しない:
 - (1)主に知的財産権侵害を業としている場合;
- (2)知的財産権侵害により行政処罰を受けた後、知的財産権侵害の再犯を構成した場合;
- (3)重大な自然災害、事故災害、公共衛生事件の期間に、災害救援、防疫物資などの商品の登録商標を偽造した場合:
 - (4) 違法所得の差出しを拒絶した場合。
- 第9条 以下に掲げる情況のいずれかがある場合、通 常軽い処罰を科すことができる:
 - (1)処罰を認める場合:
 - (2)権利者の了解を得た場合:

- (3) 改悛の表現がある場合;
- (4) 不正な手段で権利者の営業秘密を獲得後、未だ 開示、使用或いは他人に使用を許可していない場合。
- 第 10 条 知的財産権侵害罪について、犯罪違法所得額、違法経営額、権利者にもたらした損失額、権利侵害 偽物数量及び社会に対する危害度などの情状を総合的に考慮し、法により罰金を科さなければならない。

罰金額は通常、違法所得額の1倍以上5倍以下で確定する。違法所得がないか確認できない場合、罰金額は通常違法経営額の50%以上1倍以下で確定する。違法所得額と違法経営額のいずれも確認できない場合、3年以下の有期懲役、拘留、観察或いは罰金の処罰を下す場合、3万元以上100万元以下の罰金;3年以上の有期懲役の処罰を下す場合、15万元以上500万元以下で罰金を確定する。

第11条 本解釈の施行後、以前に公布した司法解釈及 び規範性文書と本解釈とに一致しない場合、本解釈に 準ずる。

第12条 本解釈は2020年9月14日から施行する。

注:上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。